

新型コロナウイルス感染症の発生により 影響を受けた事業者の皆さまへ

沖縄公庫の相談窓口 ～ 相談体制を強化しています。まずはご相談ください ～

- 特別相談窓口の設置 令和2年1月27日より、沖縄振興開発金融公庫の本店及び各支店に「相談窓口」を開設し、ご融資やご返済等に関する経営相談に対応しています。
- 休日電話相談の実施 また、土日祝日の9時～17時の間は電話相談にて対応しています。
- 本支店営業時間の延長 3月11日からは本支店の営業時間を18時に延長しました。

主な融資制度

1.新型コロナウイルス感染症特別貸付

	生業資金	生活衛生資金	中小企業資金
ご利用頂ける方	中小企業・小規模事業者、生活衛生関係事業者の方		
適用要件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1) 最近1カ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2) 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ① 過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高		
融資限度額	別枠6,000万円		別枠3億円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内)、運転資金 15年以内(5年以内)		
適用利率 (注1)	3,000万円(中小企業資金は1億円)を限度として、当初3年間は基準利率から0.9%低減した利率が適用されます(注2) 4年目以降は基準利率となります。		
その他	無担保のお取り扱いとなります。		

(注1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。

(注2) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間で実質無利子となる予定です。

2.小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)等の拡充

	生業資金		生活衛生資金
	マル経 (小規模事業者経営改善資金)	沖経 (沖縄雇用・経営基盤強化資金)	衛経 (生活衛生関係営業経営改善資金)
ご利用頂ける方	商工会議所、商工会、商工会連合会、生活衛生同業組合等の実施する経営指導等を受けており、会議所等の長の推薦を受けた小規模事業者・特定規模事業者の方		
適用要件	新型コロナウイルス感染症の影響により最近1カ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方		
融資限度額	別枠1,000万円(ただし「1.新型コロナ感染症特別貸付」の金利低減限度額3,000万円と通算となります。)		
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内(4年以内)、運転資金 7年以内(3年以内)		
適用利率	貸付日から当初3年間は経営改善利率(沖経については経営基盤強化利率)から0.9%を低減した利率が適用されます。4年目以降は経営改善利率(沖経については経営基盤強化利率)となります。		
その他	無担保・無保証人のお取り扱いとなります。		